

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第10号) 要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

	選挙の期日	告示の日
都道府県知事の選挙	令和5年4月9日	同年3月23日
指定都市の長の選挙	同年4月9日	同年3月26日
都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	同年4月9日	同年3月31日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	同年4月23日	同年4月16日
町村の議会の議員及び長の選挙	同年4月23日	同年4月18日

二 令和5年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を一に掲げる日とすることができるものとする。

三 90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

四 同時選挙、立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

五 この法律は、公布の日から施行するものとする。

○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） 要旨

本案は、令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 在外国民審査制度の創設

- 1 投票用紙の事前の調製が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式（番号式）投票とすること。
- 2 在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票によることとすること。

二 洋上投票制度等の創設

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員についても、現行制度では国民審査について特別な投票方法がないことから、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙と同様の投票方法（ファクシミリ送信による投票）を整備すること。

三 その他

在外国民審査制度の創設等に併せ、審査人に対する周知や審査事務の合理化に関する次の改正を行うこと。

- 1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に係る規定を整備すること。
- 2 開票立会人の選任に係る規定を整備すること。
- 3 審査立会人及び審査分会立会人の選任要件を審査権を有する者に緩和すること。
- 4 投票等の保存に係る事務を合理化すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員

の数を改めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和2年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、25都道府県において140選挙区の改定を行うものとする。

二 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和2年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させるものとする。

三 施行期日等に関する事項

1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

(附帯決議)

一 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。